

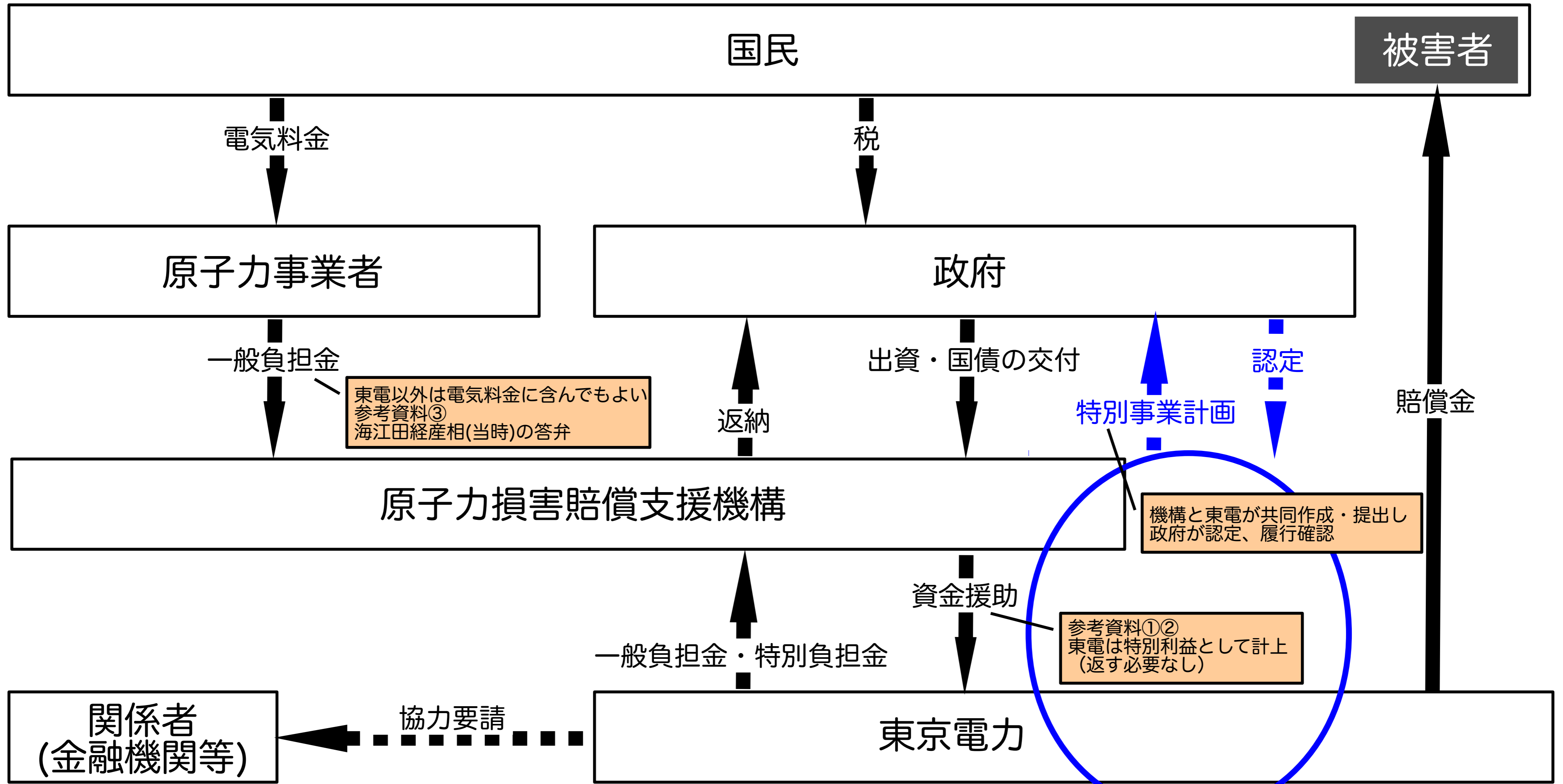
# 原子力損害賠償支援機構法

の見直してどうなってる？

## まずはおさらい

東電が損害賠償を自らの力ではできなくなってしまったため、「原子力損害賠償支援機構」が作られ、下の図のような損害賠償の体制が作られました。

参考資料①の図6-2に加筆



無茶苦茶荒っぽくまとめると、国が機構に金を出し、それを東電に渡して、東電は賠償金を払う。一方、機構は原子力事業者から負担金を受け取り、それを元に国に金を返す。ということです。結局全部国民負担じゃないか、といった様々な問題点は参考資料①②を読んでいただくとして、

今回注目したいのは「原子力損害賠償支援機構法」の附則第6条です。

参考資料④より

1 政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後早期に、平成二十三年原子力事故の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、平成二十三年原子力事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る観点から、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

「できるだけ早期に」とか「早期」って、いつ？という点については附帯決議があります。

参考資料

- ①大島堅一「原発はやっぱり割に合わない」2013年 東洋経済新報社
- ②大島堅一「原発のコスト」2011年 岩波書店
- ③大嶋健志「原子力損害賠償の円滑な実施に向けた国会論議」参議院調査室「立法と調査」322号(2011年11月8日)  
[http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/20111108.html](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20111108.html)
- ④経産省HP「原子力発電所事故に関する賠償などについて」  
[http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/taiou\\_honbu/](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/taiou_honbu/)

- ⑤参議院HP「第177国会 付帯決議」  
[http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/177/futai\\_ind.html](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/177/futai_ind.html)
- ⑥経産省HP「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました  
<http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140228001/20140228001.html>
- ⑦第186国会 参議院本会議事録 第18号 平成26年4月18日

## その附帯決議「原子力損害賠償支援機構法案に対する附帯決議」(一部)

参議院東日本大震災復興特別委員会

参考資料⑤より

2 本法はあくまでも被災者に対する迅速かつ適切な損害賠償を図るためのものであり、東京電力株式会社を救済することが目的ではない。したがって、東京電力株式会社の経営者の責任及び株主その他の利害関係者の負担の在り方を含め、国民負担を最小化する観点から、東京電力株式会社の再生の在り方については、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束、事故調査・検証の報告、概ねの損害賠償額などの状況を見つつ、早期に検討すること。

1 1 本委員会は、本法附則第六条第一項に規定する「できるだけ早期に」は、一年を目途と、同条二項に規定する「早期に」は、二年を目途とすると認識し、政府はその見直しを行うこと。

なお、「原子力損害賠償支援機構法」は2011年8月10日に施行されています。おや？もう2年以上経過してますねえ。と思ったら、今国会に「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案」が提出されていました。(審議中)

### 附則第6条の検討項目はどうなった？

経産省のニュースリリース(参考資料⑥)によると、今回の主な改正内容は

- ・「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に変更
- ・機構の業務に廃炉関係業務を追加

となっています。。あれれ？もう一度、附則6条に戻ってみると、

1 項(←附帯決議では2012年8月(施行後1年)を目処に検討すべき)では損害賠償制度における国の責任や事故収束等に係る国の関与、責任の在り方を明確にする観点から検討し、賠償法の改正等をはじめとする必要な措置を講じる。

2 項(←附帯決議では2013年8月(施行後2年)を目処に検討すべき)では東電と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、東電の株主その他の利害関係者の負担の在り方を含め、国民負担を最小化する観点から検討し、必要な措置を講じる。

と、私には読めるのですが、今回の改正案はそんな内容に見えません。

この条文に関連して2014年4月18日の参議院本会議でこの点についてこんな質疑がありました。

下村文科相(民主党 浜野喜史氏との質疑で)

参考資料⑦より

福島第一原発事故への対応では、これまでも原子力損害賠償紛争解決センターの整備や時効特例法の制定などの所要の措置を行ってきたところであります。また、昨年末の福島復興に係る閣議決定等も踏まえ、国がしっかりと前面に出て、果たすべき責任を果たし、被害者の救済及び事故収束に万全を期すこととしております。これらも、機構法附則で検討すべきと定められた事項の一環として位置付けられている取組であります。

原子力損害賠償制度等の更なる見直しについては、エネルギー基本計画において、原子力の位置付け等を含めたエネルギー政策を勘案しつつ、現在進行中の福島の賠償の実情等を踏まえ、総合的に検討を進めるとされており、本計画に従い、引き続き関係省庁とも十分連携して対応してまいります。

茂木経産相(みんなの党 松田公太氏との質疑で)

機構法附則第六条二項に基づく見直しについてであります。特定の見直しの方向性があらかじめ除外されるものとは承知はいたしておりませんが、仮に法的整理を行うとした場合、電気事業法に基づき、内外の機関投資家などが保有する電力債が優先弁済される一方で、福島住民など被害者の方々の賠償債権や、現場で困難な事故収束作業に必死で当たっている関係企業の取引債権が十分支払われないおそれなどがあり、適切ではないと考えております。

茂木経産相(共産党 倉林明子氏との質疑で)

機構法附則六条二項に基づく見直しについてであります。福島復興を加速する上で、国と東電の役割分担を事業及び資金負担の両面で明らかにすることが極めて重要であり、こうした観点から、昨年末の閣議決定で、賠償、除染・中間貯蔵費用に関する政府としての方針を決定いたしました。

その際、国民負担を抑制する観点から、東電には分社化など電力システム改革を先取りして企業価値を高めるよう求めております。また、金融機関に対しては、主要行を中心に、一般担保が付されている私募債方式についてできるだけ早期に見直ししていくこと、株主に対しては、株価の下落に加え、無配当の継続などの形で責任を求めることといたしております。

これが、施行当時にあえて附則として追加し、時間をかけてしっかりと検討しようとしていたものの結果なのでしょうか？特に2項に基づく見直しなんて、茂木大臣の答弁内容ならば施行時から変わっていないのでは？

法案を通すために附則で将来検討するかのように見せかけ、実際には”結果”は決まっている。しかもその”結果”は附帯決議で否定した「東電を救済する事を目的」としているとは見えにくい。一度法案が通ってしまえば、どんな質問をしても、のれんに腕押しで同じ答弁をただ繰り返すだけ。。。茶番という言葉がぴったりです。そしてその舞台が国権の最高機関である国会、というのが悲しい点です。野党にはもっと頑張って突っ込んでもらわねばなりませんし、こんな茶番が国会で起きている事をもっと多くの国民が知る必要があるのではないかと思います。